

平成22年6月臨時教育委員会会議録

平成22年度塩尻市教育委員会6月臨時教育委員会が、平成22年6月30日、午後1時30分、塩尻総合文化センター、教育長室に招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 議 事

- 議事第1号 塩尻市塩嶺体験学習の家条例施行規則の制定
議事第2号 塩尻市立図書館管理規則の一部を改正する規則
議事第3号 塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令（教育委員会訓令）
議事第4号 塩尻市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

3 閉 会

○ 出席委員

委員長	百 瀬 哲 夫	委員長職務代理者	丸 山 典 子
委員	田 中 佳 子	委員	石 井 實
教育長	御 子 柴 英 文		

○ 説明のため出席した者

こども教育部長	平 間 正 治	教育総務課長	古 畑 耕 司
生涯学習部長	大 和 清 志		
市民交流センター長	田 中 速 人	総務課長	伊 東 直 登
市民交流センター次長（図書館長）	内 野 安 彦		

○ 事務局出席者

教育企画係長 上 條 史 生

1 開会

百瀬委員長 本日は6月最終日でございます。ただいまから臨時教育委員会を開催いたします。本日の議事は4件です。いずれも、規則、訓令等の制定・改正に伴う案件です。

2 議事

○議事第1号 教育委員長の選出について

百瀬委員長 それでは、次第により議事に入らせていただきます。議事第1号塩尻市塩嶺体験学習の家条例施行規則の制定についてです。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

古畑教育総務課長 それでは資料の1ページから2ページまでをご覧ください。2ページ下段の枠内に規則の制定理由と概要をお示ししております。本規則は、塩嶺体験学習の家条例の制定につま

して6月23日の市議会での議決を受け、条例制定に伴う施設の管理等について必要な事項を規則として定めるものでございます。施行日は、開館予定日である7月4日とし、施設の休館日、使用時間、使用許可、使用料の減免及び還付等必要な事項を定めるものでございます。

規則の内容について、主な部分を説明申し上げます。まず第2条に定める休館日につきましては、第1号で月曜日、第2号で国民の祝日に関する法律が規程する休日の翌日、これが月曜日に当たるときはその翌日、また、第3号で12月1日から3月31日までの冬季間を休館とすることを定めております。営業は、4月1日から11月30日までの間ですが、これは柏茂会館の営業日と合わせて設定しております。

次に使用時間ですが、宿泊施設である体験学習施設につきましては、宿泊利用の場合午前11時から翌日の午前10時まで、日帰り利用の場合は、午前10時から午後4時までと定めております。また、屋外炊事場を利用する場合は、午前5時から午後8時までと定めております。午前5時から利用につきましては、宿泊者の朝食のための利用を想定した時間でございます。

使用許可の申請の手続きにつきましては、あらかじめ様式第1号使用許可申請書を提出していただきます。規則にはございませんが、概ね2週間前までに申請書の提出をいただき、様式第2号の使用許可書を交付いたします。同時に使用料の納付書を発行いたします。

第7条には、使用料の減免規程がございます。減免の内容につきましては、先の定例教育委員会の折にもご意見をいただきましたが、1号に定める市内小中学校の教育活動で使用する場合は全額を減免、2号の市長が特に必要と認めたときとは、たとえば市が主催する事業で使用する場合などにつきましては、減免としたいということを想定しております。減免を希望する場合は様式第1号により減免申請書を提出していただき、目的・団体などの内容を確認した上で承認書を交付いたします。

次に遵守事項を第9条に決めました。一般的な事項を掲げておりますが、この施設が青少年の健全育成を目的としていること、また良好な自然環境の中に立地していることなどから、このほかに利用の決まりなどを定めて、利用者に必要な説明をし、快適な利用ができるよう努めてまいりたいと考えております。様式などにつきましては、内容を御確認いただきたいと思っております。説明は以上です。

百瀬委員長 それでは、ご質問ご意見などお願いいたします。

石井委員 第9条第5号で喫煙について禁止とありますが、これは施設全体が禁煙なのか、喫煙場所を設けるということでしょうか。

古畑教育総務課長 建物の中は全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設けたいと考えております。

百瀬委員長 今市役所の喫煙についてはどうなっているのでしょうか。

平間子ども教育部長 市役所は所定の喫煙場所を設置しております。

石井委員 松本市では市役所敷地内全面禁煙を実施との報道もありましたので、これからの時代そういうことになってくるかと思いますが、情勢を見ながら全面禁煙ということも視野に入れていただければと思います。

百瀬委員長 ほかにないようです。議事第1号塩嶺体験学習の家条例施行規則につきましては全員の賛成により決することにいたします。

(「異議なし」の声あり)

百瀬委員長 次に議事第2号を議題といたします。塩尻市立図書館管理規則の一部を改正する規則についてご説明をお願いします。

内野市民交流センター次長 塩尻市立図書館管理規則の一部を改正する規則について説明申し上げます。まず、開館日、開館時間を市民交流センターの開館日・開館時間とあわせて改正するものです。改正の内容につきましては、定例教育委員会でご説明申し上げたとおりの内容で、施設のオープンを予定している7月29日を施行日としております。

第11条第4項の改正につきまして「、同一館において」を削ることについてですが、これまで貸し出し冊数を同一館において15冊以内としておりましたが、この改正によりまして、本館・各分館などをあわせて15冊以内とさせていただくものです。

また、「カセットテープ」を「ディー・ブイ・ディー」に改めるとありますが、新図書館においてディー・ブイ・ディーの視聴覚資料を新たに加えて貸し出しするための改正です。

第26条につきましては、相互貸借サービスに関わる規定です。塩尻市立図書館に所蔵していない資料につきまして、利用者のご希望により他の館から取り寄せるサービスです。受益者負担として郵送料実費をご負担いただくことを規定しております。県内の図書館では利用料負担の状況はまちまちで、たとえば松本市は無料、安曇野市は郵送料の実費負担を求めているという状況です。市では従来サービスを提供しておりますが、利用者数がここ数年で3倍以上に増えてきておまして、図書館としてはよいことではありますが、経費の面では、今年から県立図書館との相互貸借について、これまで往復の郵送料を県が負担しておりましたが、片道のみ負担となりました。市で片道分を負担しなければならなくなった状況の中で、サービスの拡充を長期的な視点で勘案する中で、利用者へ受益者負担を求めることとしたものです。別の定めによる額を利用者から徴収する条項を盛り込みました。当面、状況をみて勘案しながら、今後、徴収に向けての具体的な内規の整備を図りながら実施していく予定です。説明は以上です。

百瀬委員長 第26条の条文中「別に定める定める額」は、「別に定める額」の誤りではないでしょうか。

内野市民交流センター次長 ご指摘のとおりです。

百瀬委員長 「カセットテープ」の利用はなくなるということでしょうか。

内野市民交流センター次長 カセットテープの利用も従来どおり続けていきますが、主なものがディー・ブイ・ディーになることから「ディー・ブイ・ディー等」という表現に変えるものです。

百瀬委員長 そのほかありませんか。無いようですので、全員賛成ということで決したいと思います。次に、議案第3号塩尻市職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令（教育委員会訓令）について議題といたします。ご説明をお願いします。

伊東総務課長 主な部分を説明させていただきます。10ページはこれまでの規程を示しております、11ページをご覧くださいと改正後の内容を示しております。別表中の生涯学習部の上段に市民交流センター欄を設け、総務課、市民活動支援課、図書館に勤務する職員の勤務時間等を規定する内容です。まず、総務課と市民活動支援課については、勤務時間を午前8時半から午後7時15分の間で7時間45分とするものです。また、図書館の勤務時間につきましては、平日は午前8時半から午後8時15分までの間、日曜日、土曜日、休日は午後6時15分までの間でそれぞれ7時間45分とするものです。勤務しない日につきましては、水曜日と4週間につき4日、1年に14日を超えない範囲内で別に定める日といたします。市民交流センターの開館閉館時間、休館日に合わせて必要な改正をするものです。

次に子育て支援センターにつきましては、これまで子育て支援センターと北部子育て支援センターで同様の規程で扱ってきましたが、塩尻市子育て支援センターが市民交流センター内にされることにあたり、勤務しない日につきまして必要な改正をするものです。

百瀬委員長 ありがとうございます。質問などありますでしょうか。無いようですので、議案第3号につきまして全員賛成により決することにいたします。

次に議案第4号塩尻市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令について議案といたします。説明をお願いします。

上條教育企画係長 14ページの制定理由および概要から説明させていただきます。「国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が平成22年6月30日から施行されることに伴い必要な改正をする内容でございます。国家公務員に準じて地方公務員についても関係法令が改正施行され、市職員の条例についても同日付け改正施行されます。これに伴いまして「塩尻市立小・中学校職員服務規程」のなかで、育児休業の取得等に係る必要な手続きについて規定しており、これについて必要な改正をするものです。第27条第3項では、育児休業中の職員が、職員以外の当該子の親が状態として養育できることになったことを、養育状況の変更として届け出る規定を削るものです。様式第25号育児休業承認請求書及び様式第26号部分休業承認申請書につきましては、請求者以外の親の状況が取得に際しての要件から外れたことから、この欄を削除するものです。また、様式第27号育児休業・部分休業の養育状況変更届につきましては、育児休業中の職員につきまして子を配偶者が養育することになった場合の届出が不要になったことから、これに関する項目を削除するものでございます。なお、施行期日につきましては、法の施行期日に合わせ6月30日とするものです。以上です。

百瀬委員長 ご質問などありますでしょうか。無いようです。それでは議事第4号につきましてご意見などありませんので、全員賛成により決することにいたします。予定していた議事がすべて終了しましたが、そのほか何かありますでしょうか。

石井委員 塩嶺体験学習の家につきまして、料金などに規定についての資料を後で結構なのでいただきたいと思います。お願いいたします。

古畑教育総務課長 条例の中に定めがございますので、後ほどお渡しいたします。

3 閉会

百瀬委員長 以上をもちまして議事を終了いたしましたので、これにて、臨時教育委員会を閉会いたします。

○ 午後1時54分に閉会する。

以上

平成22年 月 日

署 名

委 員 長

同職務代理者

委 員

委 員

教 育 長

記 録 職 員 教 育 総 務 課
教 育 企 画 係 長
